

国際人権ネットワーク対応委員会運営要綱

平成 21 年 7 月 23 日
日本学術会議第 80 回幹事会決定

改正 平成 21 年 10 月 19 日 日本学術会議第 83 回幹事会決定

改正 平成 22 年 3 月 25 日 日本学術会議第 92 回幹事会決定

(設置)

第 1 国際人権ネットワーク対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、アカデミー及び学術団体の国際人権ネットワーク（The International Human Rights Network of Academies and Scholarly Societies）への対応に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長及び会長の指名する副会長、会員又は連携会員をもって組織する。

(庶務)

第 4 委員会の庶務は、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。

(雑則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 19 日日本学術会議第 83 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日日本学術会議第 92 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。